

対象器具	LEDX-38001		
適合器具 (別売)	LEDTC21687L-LS1 LEDTC31687N-LS1 LEDT31687L-LS1	LEDTC21687N-LS1 LEDT21687L-LS1 LEDT31687N-LS1	LEDTC31687L-LS1 LEDT21687N-LS1

このたびは東芝LED照明器具用リニューアルプレートをお買いあげいただきまして、まことにありがとうございました。  
お使いになる方や他人への危害と財産の損害を未然に防ぎ、商品を正しくお使いいただくために、この取扱説明書をよくお読みください。

**■安全上のご注意** 照明機器の工事に関しては、電気工事の有資格者の施工管理が義務付けられています。  
工事が終了しましたら、この取扱説明書は必ずお客様へお渡しください。

<b>警告</b>	この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。
<b>禁止</b>	・指定された適合器具と組み合わせる。(落下・感電・火災等の原因)
	・リニューアルプレートを改造しない。(落下・感電・火災等の原因)
	・リニューアルプレートの取り付けは、質量に耐える所に本体表示並びに取扱説明書に従って行う。(器具落下の原因)
	・リニューアルプレートの取り付けの際は手袋を着用すること。(けがの原因)
<b>注意</b>	この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が重傷を負う危険が想定される場合および物的損害の発生が想定される内容を示します。
<b>禁止</b>	・雨線内の軒下・屋側などで使用できません。 雨が直接かかる場所、浴室などの湿気の多い場所では使用できません。(絶縁不良、感電の原因)
	・風の強い場所、突風の吹く場所、振動の強い場所では使用できません。(感電、落下の原因)
	・腐食性ガス(硫化系、塩素系など)の雰囲気場所となる温泉施設などに使用できません。 (変質、変色、絶縁不良、落下の原因)
	・海上や臨海部などの重塩害地、沿岸部の塩害地には使用できません。(早期の錆発生、器具落下の原因)

**■器具取り付け時の注意事項**

**注意**

- 器具を取り付ける際は、リニューアルプレートパッキンが取付面に、必ず密着するようにしてください。
- 器具の取付面は、リニューアルプレートパッキンよりも大きくしてください。(第1図・第2図)
- 裏面から雨がかかるような取り付けはしないでください。
- 取付面に凹凸がある場合は、パテ等で凹凸をなくすか、防水用シール剤等でリニューアルプレートと取付面のスキマを埋めるようにしてください。(第1図・第2図)
- 「リニューアルプレートパッキンと取付面より外周部にシール剤を塗りつける」または、「リニューアルプレートパッキンを選けた取付面全体をシール剤で塗りつける」などを行い、確実に防水するようにしてください。
- 埋込ボックス等に取り付ける場合は、取付用ねじに金属製のワッシャー等をはめてから器具を取り付けてください。ボックス取付用ねじは付属されておりません。(第3図)

第1図

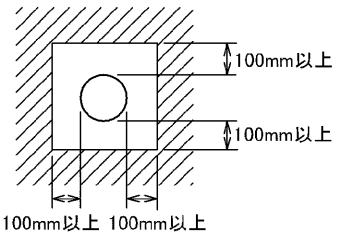
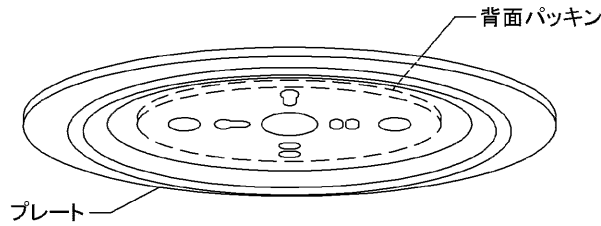
第2図  
(木台を使用する場合)

第3図

- タイルモジュールの場合
  - ①リニューアルプレートの取付面を確保してください。取付面はリニューアルプレートパッキンよりも大きくしてください。電源線は中央から正確に出してください。
  - ②リニューアルプレートの取付面を平滑にしてください。リニューアルプレートの取付面に凹凸がありますと、器具取付部のリニューアルプレートパッキンの防水性が損なわれ感電のおそれがあります。ご注意ください。
  - ③リニューアルプレートの取り付け後、目地の部の仕上げをします。目地仕上げには、目地用モルタルまたは、市販の防水用シール剤で仕上げてください。漏水の原因にもなりますので、目地仕上げには十分注意してください。
  - ④防水用シール剤はカビの発生防止、耐久性に優れるものをお選びください。

## ■各部のなまえ

### 天井・壁面専用 ※床置取付不可



器具周囲に障害物がある場合は器具周囲面より100mm以上離して取り付けてください。

## ■器具の取り付けかた

### 1 プレートを取り付け

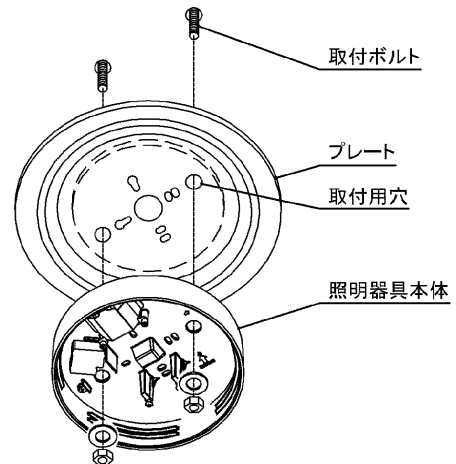
・プレートと照明器具本体の取付用穴の位置を合わせてください。

### 2 照明器具を取り付ける

・器具質量に十分耐えるよう、取付ボルトまたは絶縁座付木ねじ(2本)の取付部の強度を確保してください。

**不備がありますと、器具落下の原因となります。**

・照明器具の説明書に従い、照明器具の造営面に取り付けてください。(電気的接続を行い、照明器具のグローブの取付まで行ってください。)



## ■保証とアフターサービス

### 保証について

- ・保証期間は、「商品お買い上げ日より1年間です。」但し、LED器具の点灯装置については3年間です。
- ・セード、グローブ、リモコン送信器は保証対象とし、ランプ、点灯管、電池などの消耗品は対象外とさせていただきます。
- ・24時間連続使用など、1日20時間以上の長時間使用の場合は、上記の半分の期間とします。
- ・取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書に従った使用状態で保証期間内に故障した場合には、無償修理させていただきます。

### 修理を依頼されるとき

- ・保証期間中は、お買い上げ日を特定できるものを添えてお買い上げの販売店(工事店)までお申し出ください。
- ・保証期間を過ぎている時はお買い上げの販売店にご相談ください。修理によって機能が維持できる場合は、ご希望により有料修理させていただきます。
- ・アフターサービスについてご不明な点並びに修理に関するご相談は、お買い上げの販売店または東芝ライテック商品ご相談センターにお問い合わせください。その際は器具の形名、お買い上げ時期をお忘れなくお知らせください。

### 保証の免責事項

- 1.保証期間内でも次の場合には原則として有料にさせていただきます。
- (1)使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷
  - (2)お買い上げ後の取り付け場所移設、輸送、落下などによる故障及び損傷
  - (3)火災、地震、水害、落雷、その他天災地変、異常電圧、指定外の使用電源(電圧、周波数など)による故障及び損傷
  - (4)車両、船舶等に搭載された場合に生じる故障及び損傷
  - (5)施工上の不備に起因する故障や不具合
  - (6)法令、取扱説明書で要求される保守点検を行わないことによる故障及び損傷
  - (7)日本国内以外での使用による故障及び損傷
- 2.離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には出張に要する実費を申し受けます。

### 部品について

- ・修理のため取り外した部品は、特段のお申し出がない場合は弊社にて引き取らせていただきます。
- ・修理の際、弊社の品質基準に適合した再利用部品を使用することがあります。
- ・補修用性能部品の保有期間  
弊社は、この照明器具の補修用性能部品を製造打ち切り後6年保有しています。補修用性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。(セード・グローブなどは含まれません。)

修理・お取り扱い・お手入れについてご不明な点はお買い上げの販売店へご相談ください。  
販売店にご相談ができない場合は、下記窓口へ

### 東芝ライテック商品ご相談センター

0120-66-1048 (通話料:無料)

受付時間: 365日 9:00~20:00

携帯電話・PHSなど 046-862-2772(通話料:有料)

FAX 0570-000-661(通信料:有料)

・お客様からご提供いただいた個人情報は、修理やご相談への回答、カタログ発送などの情報提供に利用いたします。  
・利用目的の範囲内で、当該製品に関連する東芝グループ会社や協力会社に、お客様の個人情報を提供する場合があります。

日本国内専用  
Use only in Japan

東芝ライテック株式会社 〒212-8585 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34

お客様はお読みになったあとも必ず保存してください。